

令和7年度 追評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和7(2025)年6月

広島都市学園大学

大学名：広島都市学園大学

認証評価実施年度：令和4年度

自己評価

基準4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

(1) 追評価の範囲(認証評価時の改善を要する点)

- 校務に関して、学長の最終的な決定権が担保されていない点は、学校教育法第92条第3項の趣旨に照らして適切ではなく、改善を要する。
- 学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与、学長が定める教学に関する重要事項の決定を行うに当たり、教授会及び研究科委員会が学長に意見を述べていない点について、改善が必要である。
- 教授会及び研究科委員会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項について、学長が定め、周知していない点について、改善が必要である。
- 副学長の任用について、「副学長任用規程」第3条に基づき学長の意見を聴いていない点は改善が必要である。

(2) 4-1の自己判定

「基準項目4-1を満たしている。」

(3) 4-1の自己判定の理由(改善状況及び自己評価)

I 学長の最終決定権の担保

令和5(2023)年5月に大学部長会規程を全面改正し、(1)学長主導へ転換、(2)第4条第1項において、「その決議する全ての議案について、出席した理事長の同意を得なければ決議することができない。」を削除し、部長会は学長決裁前の意見調整機関であることを明文化した。

改正後は学長が招集・議長を務め、学長の最終決定が必要となる議案について、学長承認を得ている。さらに令和6(2024)年度からは学長直轄に、副学長・教務部長・学生部長を位置づけ、学長の方針を即時実行に移すマトリックス体制を構築したことで、校務における最終意思決定と迅速な執行が制度・運用の両面で担保されている。

II 教授会・保健学研究科委員会が学長に意見を述べていないことへの改善状況

教授会規程・保健学研究科委員会規程を改正し、審議事項に「学長が決定を行うに当たり意見を述べる」を追加した。改正後は、入学試験可否・休退学承認・教育課程改編など規定の案件を教授会で決議し、その後大学部長会で意見調整を行い、最終的に学長が承認するプロセスが定着した。学長は大学部長会で意見を聴取後に最終決裁しており、教授会等の意見反映過程が議事録と決裁書で確認できる。

これにより学校教育法第93条に則った審議・助言機能が実質化された。

Ⅲ 教学に関する重要事項を学長が定め周知していないことへの改善状況

改正教授会規程第5条第1項・第2項(改正保健学研究科委員会規程第5条第1項・第2項)に基づき、①学生の入学、卒業及び課程の修了、②学位の授与、③教育・研究に関する事項——等7項目を「意見聴取必須事項」と特定した。改正教授会規程は理事会で承認後、各教授会に周知した。

以後、教授会規程(保健学研究科委員会規程)に規定する重要案件は、教授会または保健学研究科委員会で審議した後、部長会で意見調整を行ったうえで、学長決裁の手順で実施され、意思決定プロセスの透明性が確保された。

Ⅳ 副学長任用で学長意見を聴いていないことへの改善状況

副学長任用規程を「学長の推薦に基づき理事会が決定」に改正し、再任時も推薦を義務づけた。改正後の令和5(2023)年度人事では、理事会において学長推薦に基づき決議し、任用を実施した。また、令和7(2025)年度人事での、副学長再任時においても、同様の手続きで任用を実施した。現在、副学長は学長方針を統括し、教務・学生両部長と連携して機能強化を進めている。こうした運用により、任用過程の適法性と学長リーダーシップが制度的に保証された。

以上から、基準項目4-1は「満たしている」と自己判定する。

(4) エビデンス(根拠資料)一覧

- 4-1-① 大学部長会規程
- 4-1-② 副学長任用規程
- 4-1-③ 教務部長任用規程
- 4-1-④ 学生部長任用規程
- 4-1-⑤ 教務部長・学生部長任用辞令(令和6年4月1日付け)
- 4-1-⑥ 大学教育運営組織図(令和7年4月1日現在)
- 4-1-⑦ 教授会規程
- 4-1-⑧ 保健学研究科委員会規程
- 4-1-⑨ 大学部長会議事次第(令和5年度・令和6年度 計25件)
- 4-1-⑩ 大学部長会議事録(令和5年度・令和6年度 計25件)
- 4-1-⑪ 健康科学部教授会議事録(令和5年度・令和6年度 計25件)
- 4-1-⑫ 子ども教育学部教授会議事録(令和5年度・令和6年度 計31件)
- 4-1-⑬ 保健学研究科委員会議事録(令和5年度・令和6年度 計21件)
- 4-1-⑭ 副学長任用に係る理事会議事録(令和5年3月29日、令和7年3月26日)

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

(1) 追評価の範囲(認証評価時の改善を要する点)

- 内部質保証に関する全学的な方針を策定し、明示していない点については、改善が必要である。
- 自己点検・評価の実施やその結果の活用において重要な役割を果たすべき自己点検運営委員会、点検評価実施委員会が開催されていないなど、大学全体の内部質保証のための恒常的な組織体制、責任体制が機能していない点は改善が必要である。

(2) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(3) 6-1 の自己判定の理由(改善状況及び自己評価)

I 内部質保証に関する全学方針の策定・明示

令和 4(2022)年度 認証評価実地調査の指摘を受け、本学は令和 5(2023)年 1 月 10 日の認証評価委員会で全学的な内部質保証方針の骨子を承認し、翌 11 日の自己点検運営委員会において『内部質保証のための全学的方針及び手続きについて』を新設する議案を可決した。同方針では①内部質保証の定義、②自己点検運営委員会と点検評価実施委員会の権限分担、③改善サイクルとエビデンス管理手順、を体系的に定義した。12 日の臨時大学部長会で学長が最終承認、21 日の理事会で法人決裁を得て即日施行した。さらに方針実効性を担保する裏付けとして、自己点検運営委員会規程・点検評価実施委員会規程を一部改正し、開催時期・審議事項・報告経路を条文化、同月の理事会で承認済みである。

令和 5(2023)年度以降は、自己点検運営委員会は令和 5(2023)年度・令和 6(2024)年度それぞれの自己点検評価書承認について大学部長会と合同で実施し、決議内容を即時学長が決裁する運用を定着させた。

点検評価実施委員会は令和 5(2023)年度 8 回、令和 6(2024)年度 4 回の開催で自己点検評価書を完成させた。

II 自己点検運営委員会・点検評価実施委員会の機能不全への改善状況

内部質保証のための全学的方針制定と同時に、両委員会の「恒常的運営」を担保するため、①年間開催スケジュールの規程明記、②両委員会間の報告義務、③運営委員会から大学部長会への報告ルート固定の 3 項目を規程改正により実装した。具体的には自己点検運営委員会規程第 5 条を改正し「翌年度前期までに自己点検評価書を承認する」と規定。点検評価実施委員会規程では「原則として毎月開催・3 か月ごとに自己点検運営委員会へ報告」を義務づけた。さらに IR 強化策として自己点検評価室にユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター(URA)を兼務配置し、データ収集・分析等 IR 業務を担うことについて法人理事会(令和 5(2023)年 2 月 13 日開催)で承認した。これにより内部質保証の恒常的組織・責任体制が制度設計レベルでは整備完了した。

実際の開催状況は、点検評価実施委員会が令和5(2023)年度8回・令和6(2024)年度4回と毎月開催ではないが必要に応じて開催することにより、毎年度の自己点検評価書は作成・公開し、運営委員会(大学部長会合同)で承認を得て学長が決裁する流れは機能した。毎月開催としていない理由として、資料作成負荷と日程調整の難しさがあり、特に委員が兼務する学内・学外業務と委員会開催予定が重複すること、ならびに自己点検評価書用のエビデンス収集が各部局から個別にアナログ的に収集していくことでの時間的負担が大きいことがある。そこで、委員会開催に代わる改善策として、「小ワーキンググループを適宜開催して原稿・エビデンスを先行整備」する体制への移行案を令和6(2024)年12月点検評価実施委員会で検討済みである。令和7(2025)年度は規程改正を含め開催方式を正式決定し、令和8(2026)年度から規程との完全適合を目指す。

本学には専任のIR室は存在しないものの、令和6(2024)年度から教務系IRに精通した教務課長1名を新規採用し、入学年度別GPA分析・休退学率モニタリング・国家試験合格率の推移解析といった教務IR業務を通常の教務業務と並行して担っている。これによりユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター(URA)1名と合わせての2名体制でIR機能を強化し、令和8(2026)年度以降、委員会専用クラウドサイトにIRダッシュボードを掲載し、関係部局が不在でもオンライン閲覧・意見・情報等入力可能な仕組みを検討中である。

このように、実運用を回しながら効果を逐次確認し、より効率的な方法を模索しつつ体制を柔軟にアップデートすることで、内部質保証組織は着実に機能を高めている。

(4) エビデンス(根拠資料)一覧

- 6-1-① 臨時認証評価委員会議事録(令和5年1月10日)
- 6-1-② 自己点検運営委員会(令和5年1月11日)
- 6-1-③ 内部質保証のための全学的方針及び手続きについて(令和5年1月制定)
- 6-1-④ 臨時大学部長会議事録(令和5年1月12日)
- 6-1-⑤ 理事会議事録(令和5年1月21日)
- 6-1-⑥ 自己点検運営委員会規程(令和5年1月改正)
- 6-1-⑦ 点検評価実施委員会規程(令和5年1月改正)
- 6-1-⑧ 自己点検運営委員会議事録(令和5年度 臨時)
- 6-1-⑨ 自己点検運営委員会議事録(令和5年度 第1回)
- 6-1-⑩ 自己点検運営委員会議事録(令和5年度 第2回)
- 6-1-⑪ 自己点検運営委員会議事録(令和6年度 第1回)
- 6-1-⑫ 点検評価実施委員会議事録(令和5年度 第1~8回)
- 6-1-⑬ 点検評価実施委員会議事録(令和6年度 第1~4回)
- 6-1-⑭ 理事会議事録(令和5年2月13日)
- 6-1-⑮ URA採用辞令(令和5年6月1日付け)
- 6-1-⑯ 令和5年度第3回大学部長会議事録(令和5年6月5日)
- 6-1-⑰ 教務課長採用辞令(令和6年4月1日付け)
- 6-1-⑱ 自己点検評価書(令和4・5・6年度)
- 6-1-⑲ IR Dashboards(試行版)

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

(1) 追評価の範囲(認証評価時の改善を要する点)

- 今回の認証評価で提出された自己点検評価書は、事実と異なる記載や誤植も含めて前年度のものとはほとんど同一内容であること、提出された資料・データ等のエビデンスも不足していることから、不十分といわざるを得ないため、学内規則に基づき組織的に、自己点検・評価を実施するよう改善が必要である。
- 公表されている「自己点検評価書」に誤表記が散見するので、「自己点検評価書」を公表することについての責任体制などの点は改善が必要である。
- 書面質問に対して事実と異なる回答をしたことは、評価に対する誠実性を損なう行為であるといわざるを得ないため、今後このようなことが無いように自己点検・評価のチェック体制、更にはガバナンスを徹底するように改善が必要である。

(2) 6-2の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(3) 6-2の自己判定の理由(改善状況及び自己評価)

認証評価で指摘された「自己点検評価書の誤記・誤植・エビデンス不足」への対応として、まず本学は令和 5(2023)年 2 月 7 日点検評価実施委員会で令和 3(2021)年度自己点検評価書の全面修正案を承認し、同 15 日の自己点検運営委員会で確定、大学ホームページへ再公開した。修正に際しては①各基準項目の数値・図表を関係部局が一次確認、②点検評価実施委員会メンバーが二次確認、③自己点検運営委員会による三次確認、④学長決裁前に事務局による「表記統一・レイアウト最終調整」の最終確認、という四段階のフローでおこなった。同時に「内部質保証のための全学的方針及び手続きについて」に準拠し、「点検評価実施委員会を定例開催」→「定期的に自己点検運営委員会へ報告」→「自己点検運営委員会の審議結果について大学部長会を通じて学長へ具申する」という流れを規程へ明文化した。さらに、令和 6(2024)年度からは点検評価実施委員会に関わる事務局職員数を 5 名(令和 5(2023)年度は 2 名)へと大幅に増員し、自己点検評価実施体制の強化を図っている

加えて、IR 業務兼務のユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター(URA)を採用し、教務課と連携して退学率・充足率・国試合格率などの基礎データを通年収集するよう配置することを理事会で承認した。これら取組により、「誤記のある自己点検評価書」「エビデンス不足」「組織的チェック不在」という 3 課題を制度面では是正し、恒常的に PDCA を回す前提を整えた。

制度整備を踏まえ、点検評価実施委員会は令和 5(2023)年度 8 回、令和 6(2024)年度は令和 6(2024)年度自己点検評価書に係る資料作成集中期を除いた 4 回を開催し、各年度の自己点検評価書を作成・公開した。開催間隔が規程どおり「毎月」とはならなかったものの、補完策として「小ワーキンググループを開催し原稿とエビデンスを先行整備」する体制へと移行した。

公開に係る責任体制について、①関係部局(主に事務局)による「内容の整合性・記載

事項の正確性」の一次確認、②点検評価実施委員会メンバーによる二次確認(レビュー)、③自己点検運営委員会による三次確認(審議)、④事務局による「表記統一・レイアウト最終調整」を主とする最終確認、といった四段階校閲による誤記・誤植リスクの低減を図る体制を確立した。また、今後の認証評価受審時等における、特に書面質問への誤回答防止策としては「回答草稿→データ証拠ひも付け→学長確認→大学部長会での共有」の四段階での手順を固定する。

点検評価実施委員会開催頻度と小ワーキンググループ活用を明文化する規程改正を令和7(2025)年度内に完了する予定であり、規程との運用ギャップは解消可能と判断する。

(4) エビデンス(根拠資料)一覧

- 6-2-① 点検評価実施委員会議事録(令和5年2月7日)
- 6-2-② 自己点検運営委員会議事録(令和5年2月15日)
- 6-2-③ 令和3年度自己点検評価書(令和5年2月修正版)
- 6-2-④ 内部質保証のための全学的方針及び手続きについて(令和5年1月制定)
- 6-2-⑤ 点検評価実施委員会規程(令和5年1月改正)
- 6-2-⑥ 自己点検運営委員会規程(令和5年1月改正)
- 6-2-⑦ URA採用辞令(令和5年6月1日付け)
- 6-2-⑧ 理事会議事録(令和5年2月13日)
- 6-2-⑨ 点検評価実施委員会議事録(令和5年度 第1~8回)
- 6-2-⑩ 点検評価実施委員会議事録(令和6年度 第1~4回)
- 6-2-⑪ 自己点検運営委員会議事録(令和5年度 第1回)
- 6-2-⑫ 自己点検運営委員会議事録(令和5年度 第2回)
- 6-2-⑬ 自己点検運営委員会議事録(令和6年度 第1回)
- 6-2-⑭ 自己点検評価書(令和4・5・6年度)

6-3. 内部質保証の機能性

(1) 追評価の範囲(認証評価時の改善を要する点)

- 大学全体における内部質保証の組織体制等が実質的に確立されておらず、内部質保証のための自己点検・評価も不十分であり、書面質問に対する回答と実地調査時の回答に相違があることなど、内部質保証システムが機能しているとはいえ、改善が必要である。
- 法人の中期計画である「古沢学園第二次中期計画(令和2(2020)年度～6(2024)年度)」が定められているが内容が概略的であり、実行可能性を持った精緻な計画を作成するように改善が必要である。
- 子ども教育学科の収容定員未充足、教学マネジメントの機能性、管理運営の相互チェックについて改善を要する事項があり、内部質保証システムの機能性が十分であるとはいえないため、改善が必要である。

(2) 6-3の自己判定

「基準項目6-3を満たしている。」

(3) 6-3の自己判定の理由(改善状況及び自己評価)

I 全学 内部質保証体制の機能不全への改善状況

①令和4(2022)年度 認証評価受審時の状況

本学の内部質保証は、規程上は自己点検運営委員会と点検評価実施委員会の2層制であった。しかし実質運用は、開催頻度不足、エビデンス不在、決裁・公開プロセスの欠落、責任主体の曖昧さ、といった「規程はあるが会議体が機能していない」、「公開責任・誤記チェックが無い」という状況が顕在化し、内部質保証体制そのものが機能していないとの指摘を受けたと認識している。

②令和5(2023)年度以降の改善プロセスと成果

令和4(2022)年度時点では「規程はあるが機能していない」ことが内部質保証体制の課題であった。令和4(2022)年度内には、まず全学方針の新設および委員会規程の改正を行い、自己点検評価に係る自己点検運営委員会と点検評価実施委員会の開催時期・責任分担・決裁ルートを明文化した。そのうえで、令和5(2023)年度はIR業務兼務のURAを採用・配置することによって「データに基づく自己点検」に向けた体制整備を行い、委員会を定例化した。令和6(2024)年度には教務と情報システムに精通した課長を新たに採用し、課題抽出から学長最終決裁までのPDCAが回る運用体制の充実を図った。これら一連の取り組みの具体的な流れと成果は、下表に示すとおりである。

年度	主要プロセス	実施組織・会議体	成果
R4 末	・内部質保証に係る全学方針新設・委員会規程改正	学長／大学部長会 ／自己点検運営委員会／点検評価実施委員会	・実効性のある自己点検評価体制構築のための規程改正
R5	・6月 URA※を採用し、学長へのIR定期報告を開始 ・点検評価実施委員会を定期開催 ・自己点検運営委員会と大学部長会を合同開催し、自己点検評価書承認と課題共有	学長／大学部長会 ／自己点検運営委員会／点検評価実施委員会	・自己点検評価書(R4年度)の公開 ・URA定期報告により、学長決定に必要なIR情報がタイムリーに提供される仕組みを確立
R6-R7	・IR強化：教務課長(経験者)を採用し、URA+課長2名体制 ・自己点検評価体制強化：自己点検評価に関わる事務職員増員(2名→5名) ・自己点検運営委員会と大学部長会を合同開催し、自己点検評価書承認と課題共有 ・委員会開催頻度未達対策として、小WGの適宜開催	学長／大学部長会 ／自己点検運営委員会／点検評価実施委員会	・自己点検評価書(R5年度)の公開 ・自己点検評価書(R6年度)の公開

※3頁記載のとおり、URAは、IR業務を兼務する。

II 中期事業計画の精緻化

①令和4(2022)年度 認証評価受審時の状況

学校法人古沢学園は令和2(2020)年度から令和6(2024)年度を対象期間とする「第二次中期事業計画」を策定し、学園全体の現状認識(18歳人口減少・大学間競争の激化・福祉人材需要の伸長など)を前置きしたうえで、(1)学園の経営資源の有効活用、(2)学生募集活動の根本的見直し、(3)専門学校部門の事業建て直しと大学の発展的拡

大、という3つの基本方針を掲げていた。計画骨子には、以下の個別事業を掲げた。

○専門学校部門のスクラップ&ビルド

- ・福祉リソースカレッジ広島介護福祉学科の募集停止と学科廃止(実行済)
- ・自動車大学校・工学院大学校の見直しとして「外国人留学生一般入試枠」の創設(受入開始済)

○学園の発展的拡大(大学部門)

- ・収容定員1,500名規模への拡大を視野に学部・学科を増設
- ・大学院保健学研究科博士後期課程の設置構想
- ・リカレント教育の充実
- ・通信教育課程：子ども教育学科通信課程準備

本中期計画は、学園の「将来に向けての改善」や「基盤の整備」を示したものとして意義のあるものであったが、期日・責任部署・財源配分等が骨子レベルで止まっていたため、進捗判定と優先度調整が全体で共有されていない等、課題もあった。そのため日本高等教育評価機構から「実行管理が困難な概略計画」と指摘を受け、大学単体で実行可能性を担保した中期計画を再構築する必要が生じた。令和5(2023)年度以降の改善プロセスは以下に示す。

②令和5(2023)年度以降の改善プロセスと成果

令和5(2023)年4月7日、令和5(2023)年度第1回 大学部長会において、学長から、認証評価で問われた「実行可能性のある中期計画」を年度内で策定し、令和6(2024)年度から始動させる旨の指示があった。その場で、学長直轄の田丸副学長をリーダーとするプロジェクト委員会の設置とそのメンバーが決定された。

プロジェクト委員会は本格稼働までの“助走期間”を前期5か月と設定し、法人本部と大学事務局が連携して市場調査ユニットを編成。少子化動向、競合校の状況などを網羅的に調査した。調査結果は、法人全体の第三次中期事業計画の取り纏めを担う理事より学長へ報告され、計画立案の基礎資料となった。

令和5(2023)年10月6日、プロジェクト委員会 キックオフ・ミーティングを開催した。キックオフ・ミーティングの冒頭に、学長は「5年後には広島県で“地域に慕われ、入学したくなる大学”と認知される位置に立つ」とビジョンを示し、事務局が「5年後の姿」スライド(環境変化・現状課題・骨子案)を提示。会議は大学版第三次中期計画策定のロードマップを合意し、プロジェクト委員会内にワーキンググループを設けることを決定した。

第1回ワーキンググループでは、第三次中期事業計画づくりの実質的なスタートであり、この第1回では、事務局が準備した環境分析スライドを読み合わせたうえで、

大学共通の中期ビジョン草案を確認。続くブレインストーミングでは「学部別で見える化が必要な魅力は何か」「学生の成長をどう保護者に伝えるか」など、教育・研究・地域貢献・広報の4カテゴリーを軸に意見を交わした。

第2回以降は、まず全学共通でキーとなる指標を定め、各学科等が自走できる羅針盤を持つこととし、いくつかの共通となる指標を共有した(「入学定員充足率」「初年次退学率・留年率」「国家試験新卒合格率/教員採用試験合格率」「オープンキャンパス満足度」など)。

財務シミュレーションは法人本部が別途行う方針とし、WGは教育・研究・地域貢献・広報の枠内の目標・行動計画の妥当性を磨き上げることに専念した。そして、策定を「大学共通」「各学科・専攻科・大学院」のレイヤーに整理し直し、それぞれの目標、行動計画と年次スケジュールを作成した。

ワーキンググループでの検討内容は、その進捗状況等をプロジェクト委員会に2回報告した。1回目は12月1日、2回目は1月12日に開催し、委員会では、細部調整の意見が出たが、2回目に概ね了承されたため、大学部長会に諮ることとなった。

プロジェクト委員会が策定した第三次中期事業計画(大学版)は、令和6(2024)年1月30日の臨時大学部長会に諮られ、学長の承認を得た。その後、理事会で正式決裁され、令和5(2023)年度内に策定を終えた。

令和5(2023)年度に策定された事業計画は、令和6(2024)年度辞令交付式(令和6(2024)年4月1日)において、事務局から全教職員に説明を行い、部局横断で実現へ邁進することについて協力を仰いだ。

令和6(2024)年度の計画フォローとして、11月8日の第8回大学部長会で中間報告を行った。事務局から提示し、部長会構成員から追加施策案やリスク指摘を募ったうえで、学長が不足項目の追記を指示した。続く年間報告は令和7(2025)年5月2日の第2回大学部長会で実施され、前年度の成果と課題を総括した。

今後大学部長会では毎年2回、中間・年間報告を議題として提示し、学長のリーダーシップのもと外部環境の変化に応じて機動的に計画を修正する。

このPDCAサイクルにより、第三次中期事業計画は策定時点の文書に留まらず、内部質保証の枠組みの中で動的に更新される計画として機能している。

Ⅲ 子ども教育学科定員未充足・教学マネジメント・相互チェックの改善に向けた内部質保証システムの機能強化

① 子ども教育学科の収容定員未充足

指摘事項である「子ども教育学科の収容定員未充足」については、令和7(2025)年度の入学者数は55名となり、令和4(2022)年度41名、令和5(2023)年度41名、令和6(2024)年度39名に比して大幅に改善した。その理由(要因)は、以下の方策によるものであると考える。

・新コースの開設：

高校生の多様な進学ニーズを反映し、学科の魅力度を高めるべく令和 6(2024)年度に「ジュニアスポーツ教育コース」を新設した。一般的な大学は小学校免許のみ、あるいは中高保健体育 2 免許のみがほとんどであり、これら 3 免許同時取得は中四国地域では初であった。3 免許同時取得の強みは、小学校現場の体育専科配置の拡大への即応、市町教育委員会から「体育・保健体育を横断できる人材は貴重」と自治体から高評価を獲得する一方、高校生にとっては、中高保健体育 2 免許のみと比べて就職先の選択肢が広いことである。開設年度に人工芝グラウンド、クラブハウスを設置することで、さらに PR 効果を高め、高校教員・進路指導部の評価が向上し、進学希望者数の増加につながった。

・広報活動(オープンキャンパス)の改善：

令和 6(2024)年度から看護学科と連携して宇品キャンパス全体で開催する方式に切り替えたことが、来場者増の最大の要因となった。同日開催ではあったが、子ども教育学科が単独開催していた頃は、コロナ禍の制限や新設コース・入試説明に時間を割かれ、「模擬授業・説明中心」の構成を脱し切れなかったが、学科協働型へ転換したことで大学祭のような雰囲気を出すホスピタリティ重視イベントを実現できた。

具体的には、先に来場者を キャンパスの賑わいへ自然に誘導し、体験コンテンツの起点を「教員・在学生とのフリートーク」に据えて、会話の流れから授業紹介・進路相談へ展開する仕掛けを実装し、高校生と保護者双方が安心感を得られるようプログラムを工夫した。

加えて、チラシ広告で“ワクワク感”を事前発信し興味を喚起した。こうした取組により、子ども教育学科志望のオープンキャンパス参加者は前年より約 72% 増の増加となった。

これら改善活動は、特にオープンキャンパスの改善活動において、子ども教育学科内での改善にとどまらず、全学的改善活動として組織的に進めた。令和 5(2023)年 12 月に学長が全学的な臨時広報会議の開催を決め、入試・広報課が事務局となり、各学部長、各学科長・専攻長の管理職に加えて各学科の広報担当責任教員を招集し、次年度の広報活動の方向性について議論を行った。同会議では①「来場者がまずキャンパスの楽しさを体感し、自然に授業情報へ誘導されるお祭り型オープンキャンパス」を全学共通コンセプトとする、②学科ごとの特色ブースを“わくわく・まなぶ・つながる”で統一演出する、③来場者アンケートを即反映し、満足度の項目は各学科広報委員会にフィードバックする——という方針が示された。令和 6(2024)年度のオープンキャンパスでは、来場者数について前年度を大きく上回る成果を挙げた。とりわけ子ども教育学科志望の来場者は大幅に増加したことから、令和 6(2024)年 12 月にも、再度、全学広報戦略会議を開催し、次年度以降の広報強化策を検証した。今後は毎年度同時期に同会議を定例開催し、広報方針をブラッシュアップする PDCA サイクルを恒常

化させる考えである。

これらの取り組みにより内部質保証システムの機能性が向上し、学科固有の問題解決にとどまらず、大学全体の広報戦略の底上げにつながった。

②教学マネジメントの機能性

(1) 学長の最終決定権の担保

学長が議長・招集権者となった大学部長会が学長決裁前の意見調整機関として機能し、学長方針を即時・具体的に執行できる補佐体制(副学長・教務部長・学生部長)が令和 6(2024)年度から稼働した。その理由(要因)は、以下の方策によるものであると考える。

- ・令和 5(2023)年 5 月に大学部長会規程、教授会・保健学研究科委員会規程を改正し、学長一部長会—教授会(保健学研究科委員会)の役割を明確化した。
- ・学長直轄の補佐機関である副学長・教務部長・学生部長を再編した。

(2) 学長の最終決定にあたる教授会・保健学研究科委員会の意見付与機能、教学に関する重要事項の明確化・周知

大学部長会の議案書または原議書に教授会で審議を行った議案は(教授会審議済)と付記され、「教授会(保健学研究科委員会)審議の後、大学部長会で意見調整したうえで学長決裁する」といったフロー(一部、教授会(保健学研究科委員会)審議直後に学長決裁する場合もある。)が定着した。また、令和 5(2023)年 5 月に教授会規程・保健学研究科委員会規程を改正し、学長が意思決定するにあたって、7 項目を「教授会意見聴取必須事項」に特定し、これら必須事項について教授会審議を経る運用が実現し、意思決定プロセスの透明性が向上した。その理由(要因)は、以下の方策によるものであると考える。

- ・令和 5(2023)年 5 月に教授会規程・保健学研究科委員会規程を改正し、学長が教授会に意見を求める必要のある議案は、教授会(保健学研究科委員会)審議→大学部長会意見調整→学長最終決裁を条文化した。

(3) 副学長の任用手続きの適正化

副学長任用は「学長推薦→人事委員会審査→理事会決議」の手続が確立した。令和 5(2023)年度ならびに令和 7(2025)年度の任用・再任は学長推薦に基づき理事会で決議され、手続適法性と学長リーダーシップが制度的に保証された。その理由(要因)は、以下の方策によるものであると考える。

- ・副学長任用規程改正により、学長推薦を必須化した。

以上(1)～(3)の改善活動は、令和4(2022)年度認証評価での指摘を契機として自己点検運営委員会・認証評価委員会(点検評価実施委員会)が再度自己点検評価を実施し、改善案を大学部長会経由で学長に具申・承認した結果として実現したものである。実際の組織的プロセスは下記のとおり順を追って進められた。

- ・令和5(2023)年1月10日 認証評価委員会(点検評価実施委員会)での審議
- ・令和5(2023)年1月11日 自己点検運営委員会での承認
- ・令和5(2023)年1月12日 臨時大学部長会での承認→学長決裁
- ・令和5(2023)年1月21日 理事会での最終承認

その後、令和5(2023)年2月6日 大学部長会(定例)において、改正規程を構成員・陪席者へ周知し、今後の運営体制を共有した。

しかし、1月21日に理事会で承認した改正は十分ではなかった。具体的には、「校務に関して学長の最終決定権が担保されていないとの指摘への対応として大学部長会規程を一部改正し構成員・議長を変更したものの、部長会を「審議機関」のままとしていた。」「教授会および保健学研究科委員会が学長に意見を述べていないとの指摘への対応として、教授会規程・保健学研究科委員会規程に「意見を述べる」条文を追加したものの、学長決裁前の教授会・研究科委員会への意見聴取機能が曖昧であった。」ことである。これらの不十分さは、日本高等教育評価機構によるアフターケアで助言を受けて判明した。そこで、点検評価委員会で再検討を行い、自己点検運営委員会にて承認のうえ、令和5年度第1回 大学部長会(4月7日開催)で「大学部長会は学長最終決定のための意見調整機関である」ことを明記した改正案を提案・学長承認された。続く、第2回大学部長会(5月8日開催)で、令和5年度第1回 教授会・保健学研究科委員会にて可決された新たな規程改正を学長承認し、「教授会・保健学研究科委員会が事前に審議し学長に意見を述べる事項」を特定・明示した。改正規程は、令和5(2023)年5月27日の理事会で最終承認された。これら一連の改正により、指摘事項は制度面で充足された。

このように、問題の抽出(認証評価指摘)→自己点検評価(運営委)→改善案策定→学長決裁→理事会承認→全学周知という内部質保証サイクルを経て制度改正が実現したことで、教学マネジメントの仕組みが全学的に構築された。

③管理運営の相互チェック体制

指摘事項である「相互チェック体制の不備」について、具体的な指摘事項としては、「規程集・諸規則の誤記載放置」「監事監査報告書を理事会・評議員会で承認していた問題」「理事業務の監査状況も私学法37条に従い監査報告書へ明記すべき点」等があり、これら3点の指摘については、全て改善した。

具体的には、まず規程類の整備では、先述の通り、大学部長会規程・教授会規程・保健学研究科委員会規程を改正したうえで、法人本部と大学事務局による合同ミーティングを開催し、諸規程を総点検した。修正した改正文書は、理事長具申、理事会で

承認・施行している。次に、監事監査報告書の取り扱いを是正した。令和 5(2023)年度以降、理事会・評議員会では監事報告を「報告事項」とし、承認議決を行わない運用へ変更した。これと並行して、同年度から監事報告書には理事業務監査の結果についても私学法 37 条の形式に従って明記することとした。

こうした改善に加え、監事支援と法令情報提供を強化するための新しい仕組みを導入した。合同ミーティング(法人本部・大学事務局)が検討の末、内部監査室長の専従を理事長に具申し、専従 1 名を配置し、内部監査室を強化することで、業務・財務を定期監査する体制整備を行った。また、令和 7(2025)年度中に AI 契約書レビュークラウドシステム「LeCHECK」を導入し、就業規則ほか諸規程を最新の法令と自動照合する法令チェックすることとした。当該システム導入により、改正法令と本法人規程とのギャップがリアルタイムで可視化され、人的負担を抑えつつ法適合性を継続的に確保できるようになる。

これら方策は、令和 6(2024)年度に計 2 回開催した合同ミーティングで検討され、合同ミーティングでの検討→理事長具申→決裁・実行というプロセスを経て具体化された結果である。

加えて、評議員会の専門性を高めるため、私学法改正(令和 7(2025)年 4 月)を機に評議員 7 名を再編成し、弁護士 2 名と他法人理事長 1 名を含む外部学識経験者を選出し、ガバナンスの多面的チェック機能を強化した。

このように、制度と運用の両面から監査・法務・ガバナンスが連動する仕組みが確立され、内部質保証システム全体の機能性が大きく向上した。

以上、①～③の 3 領域の改善は、自己点検運営委員会・点検評価実施委員会—大学部長会—学長決裁という全学的内部質保証システムが機能した成果であり、個別課題の解決が大学全体の質向上へ波及する好循環を生んでいる。

(4) エビデンス(根拠資料)一覧

- 6-3-① 内部質保証のための全学的方針及び手続きについて(令和 5 年 1 月制定)
- 6-3-② 自己点検運営委員会規程(令和 5 年 1 月改正)
- 6-3-③ 点検評価実施委員会規程(令和 5 年 1 月改正)
- 6-3-④ URA 採用辞令(令和 5 年 6 月 1 日付け)
- 6-3-⑤ 大学部長会議事録(令和 5 年 6 月 5 日)
- 6-3-⑥ 教務課長採用辞令(令和 6 年 4 月 1 日付け)
- 6-3-⑦ 点検評価実施委員会議事録(令和 5 年度 第 1～8 回)
- 6-3-⑧ 自己点検運営委員会議事録(令和 5 年度 第 1・2 回)
- 6-3-⑨ 自己点検評価書(令和 4 年度)
- 6-3-⑩ 点検評価実施委員会議事録(令和 6 年度 第 1～4 回)
- 6-3-⑪ 自己点検運営委員会議事録(令和 6 年度 第 1 回)

広島都市学園大学

- 6-3-⑫ 自己点検評価書(令和5年度)
- 6-3-⑬ 点検評価実施委員会議事録(令和7年度 第1回)
- 6-3-⑭ 自己点検運営委員会議事録(令和7年度 第1回)
- 6-3-⑮ 自己点検評価書(令和6年度)
- 6-3-⑯ 第二次中期事業計画書
- 6-3-⑰ 大学部長会議事録(令和5年4月7日)
- 6-3-⑱ 事務局による市場調査を踏まえたSWOT分析
- 6-3-⑲ 第三次中期事業計画策定プロジェクト委員会議事録(令和5年10月6日)
- 6-3-⑳ ワーキンググループ議事録(第1～3回)
- 6-3-㉑ 第三次中期事業計画策定プロジェクト委員会議事録(令和5年12月1日)
- 6-3-㉒ ワーキンググループ議事録(第4回)
- 6-3-㉓ 第三次中期事業計画策定プロジェクト委員会議事録(令和6年1月12日)
- 6-3-㉔ 臨時大学部長会議事録(令和6年1月30日)
- 6-3-㉕ 第三次中期事業計画に係る理事会議事録(令和6年3月9日)
- 6-3-㉖ 第三次中期事業計画(大学版)
- 6-3-㉗ 令和6年度辞令交付式議事次第(令和6年4月1日)
- 6-3-㉘ 大学部長会議事録(令和6年11月8日・令和7年5月2日)
- 6-3-㉙ 子ども教育学科 入学定員充足率の推移
- 6-3-㉚ 文部科学省 学部学科等の課程認定書(5文科教第1275号)
- 6-3-㉛ 子ども教育学科ジュニアスポーツ教育コース リーフレット
- 6-3-㉜ 宇品キャンパス 人工芝グラウンド・クラブハウス写真
- 6-3-㉝ 令和6年度オープンキャンパス リーフレット
- 6-3-㉞ 令和6年度オープンキャンパス参加者数(前年度比較)
- 6-3-㉟ (臨時)全学広報戦略会議(令和5年12月26日・令和6年12月23日)
- 6-3-㊱ 教務部長・学生部長任用辞令(令和6年4月1日付け)
- 6-3-㊲ 教務部長任用規程・学生部長任用規程
- 6-3-㊳ 大学教育運営組織図(令和7年4月1日現在)
- 6-3-㊴ 大学部長会規程・教授会規程・保健学研究科委員会規程
- 6-3-㊵ 副学長任用規程
- 6-3-㊶ 副学長任用に係る理事会議事録(令和5年3月29日、令和7年3月26日)
- 6-3-㊷ 大学部長会・教授会・保健学研究科委員会規程改正に係る議事録一式
- 6-3-㊸ 令和4年度 監査報告書(令和5年5月26日)
- 6-3-㊹ 法人・大学事務局合同ミーティング記録
- 6-3-㊺ 内部監査室長任用辞令(令和7年4月1日付け)
- 6-3-㊻ 「LeCHECK」提案書